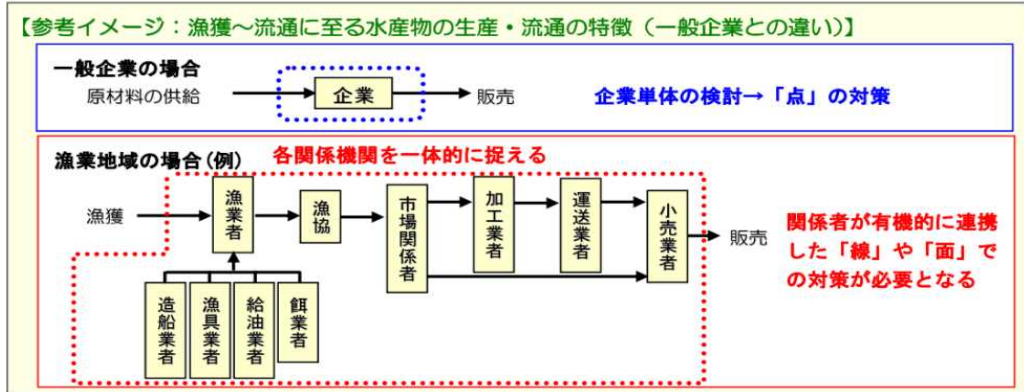


『境港地域における水産物の生産・流通に関する事業継続計画（BCP）』について

1 目的

現在、『災害に強く、消費者の「安全・安心」のニーズに対応した高度衛生管理型の漁港・市場整備』を基本目標としてハード整備を進めているが、特に大規模災害が発生した場合は、ハード整備だけでは、漁港施設のみならず、漁場や流通などにも影響を及ぼすことが危惧される。そのため、境港地域における水産関係者はもとより、地域経済への影響を抑えることを目的として、境港地域BCP（以下、「BCP」という。）を策定する。



2 策定主体

『さかいみなと漁港・市場活性化協議会』の専門部会として設置した『災害復旧WG』にて策定し、『さかいみなと漁港・市場活性化協議会』が承認する。

『災害復旧WG』を『境港地域BCP協議会』と位置づけ、BCP策定のほか、BCPに定める事前対策の実施、BCPの周知、訓練、見直し、改善等の運用も担う。

（災害復旧WG 会長…境港水産物市場管理株式会社 佐々木代表取締役社長）

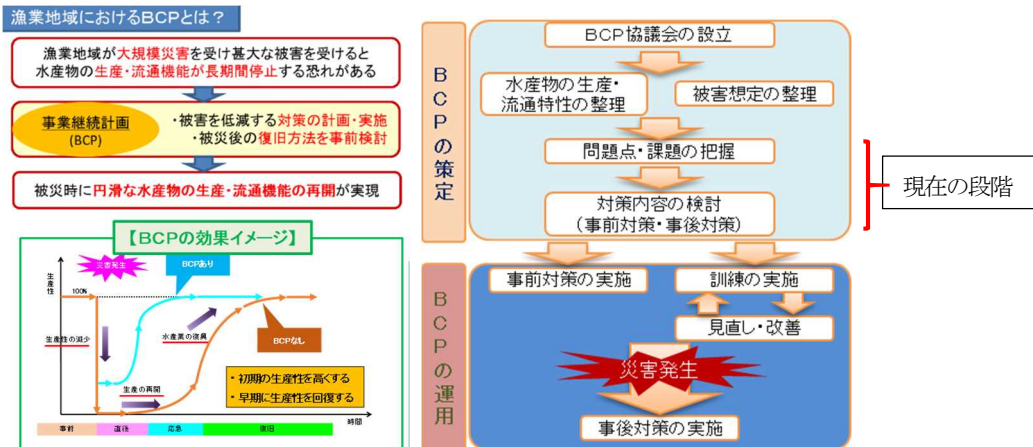
3 検討対象

- 対象範囲…漁港区域、港湾区域に加え、昭和工業団地から竹内工業団地までの水産加工団地一帯
- 想定する災害 …地震、津波等
- 対象漁業種類 …まき網漁業、いかつり漁業、べにずわいがにかにかご漁業、沖合底びき網漁業



4 計画に記載されている内容

検討対象として掲げた漁業種類毎に、実施すべき事前対策および事後対策を挙げ、実際にそれを実施する体制・役割分担・事前対策にあつては目標年度を記載。



5 策定後の計画の取扱い

- 計画策定後は、BCPを地域で共有し、各機関において、BCPにて取り決めた事前対策の実施、事後対策の準備を行う。
- 定期的に事前対策の進捗状況の確認、訓練を実施し、BCPの課題、問題点を洗い出し、BCPの見直し・改善を行うことで、実効性の高いBCPを構築する。
- 災害発生時には、BCPに基づき各種対策を実施し、水産物流通の早期再開を図る。

『境港地域における水産物の生産・流通に関する事業継続計画（BCP）』の概要

境港地域BCPは、4部構成から成る。

「1 はじめに」	BCPの必要性、BCP協議会メンバーについて記載。
「2 基本情報」	境港地域の特性や漁業について記載するとともに、想定されている災害、復旧における問題点・課題について記載。
「3 発災前にすべきこと」	被災を最小限に留めるため、被災後、早期復旧を図るための事前対策を記載。また、定期的実施することとして、境港地域BCPを用いる訓練や、境港地域BCPの見直し等について記載。
「4 発災後にすべきこと」	発災後に実施すべきことの内容と手順を記載。発災後は、「4 発災後にすべきこと」を参照して、水産物の早期復旧を図る。

1 BCP協議会の構成、役割、連絡体制等を位置づけ

2) さかいみなと漁港・市場活性化協議会災害復旧ワーキンググループ (境港地域 BCP 協議会)

✓ 境港地域 BCP 協議会が、BCP の作成・運用の中心となる。

大規模災害の発生後は、BCP 協議会が中心となり、漁業地域の水産物の生産・流通に携わる者が共通目標のもとに、連携して漁港機能の維持及び早期復旧を行うことが必要である。

<BCP 協議会の役割・協議事項>

①地域水産業 BCP と企業 BCP の連携

- BCP 協議会は、各関係主体が個々に策定している BCP と、災害規模や検討範囲と整合性を図ることで、境港地域 BCP を、より実効性の高い計画にしていく。
※今後、境港地域における各主体が策定している個々の BCP を、境港地域 BCP に取り込むことが今後の課題となる。

②事前対策および発生対策時における体制・役割分担を決定

- BCP 協議会は、漁業種類毎に実施すべき事前対策および事後対策を挙げ、実際にそれを実施する体制・役割分担を決める。

③対策の内容・優先順位の決定

- BCP 協議会は、対策を効率的に実施するため、漁業種類や機能等について、復旧における優先順位を設定する。

④計画策定後の更新・実践

- BCP 協議会は、境港地域 BCP の運用に向けた教育・訓練を実施して、見直し・改善を繰り返して計画を随時見直していく。

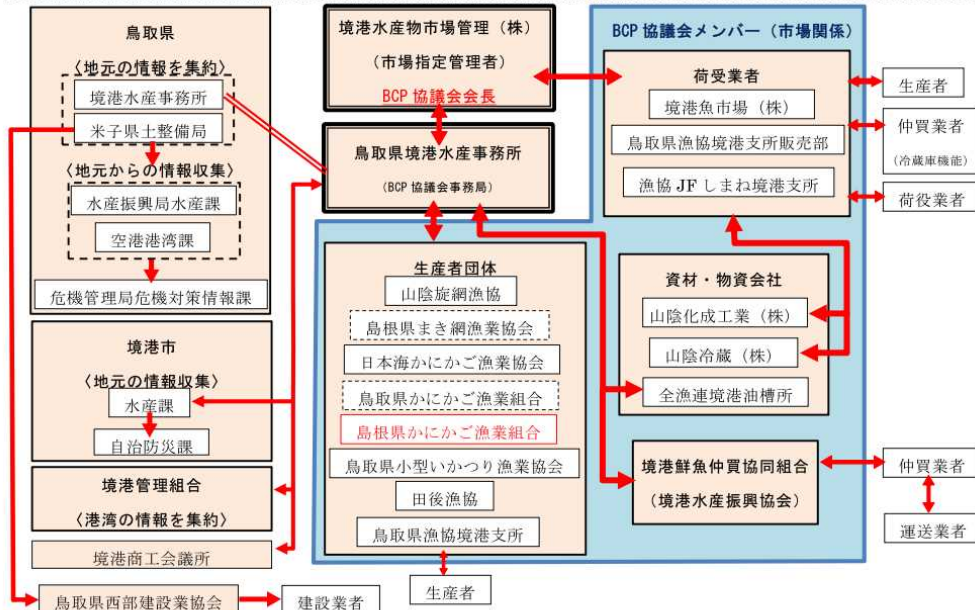


図- 1.2 境港地域 BCP 協議会連絡体制図

2 漁業種類毎、項目毎に必要な機能、課題の洗い出し

2.基本情報

✓ 各漁業の生産・流通過程における必要となる機能(項目)を把握する。

各漁業の生産・流通過程において、必要となる機能(項目)を、表-2.6に示す。各漁業種類の流通配置は図-2.2~2.5に示す。

表-2.6 生産・流通過程において必要となる機能

場	項目	1. まき網漁業 (あじ、さば、いわし、 ぶり類、くろまぐる等)	2. かにかご 漁業 (べにずわいがに)	3. 沖合底びき網 漁業 (かれい類、はたはた、 ずわいがに、えび類等)	4. いかつり漁業 (するめいか等)
漁場	瓦礫堆積	○	—	○	—
	漁具流出 (敷設済みの漁具等)	—	○	—	—
	種苗、餌料の不足	—	—	—	—
漁港	瓦礫堆積 (港内、岸壁)	○	○	○	○
	岸壁倒壊	○	○	○	○
	陸電機能損傷	○	○	○	○
漁船	漁船流出	○	○	○	○
	漁具流出	○	○	○	○
	油の不足	○	○	○	○
	飲料水の不足	○	○	○	○
	魚箱流出 (かにかごコンテナ含む)	—	○	○	○
	餌の不足	—	○	—	—
市場	荷捌所倒壊	○	○	○	○
	荷揚げ機材流出 (選別台、コンベア、台車等)	○	○	○	○
	パレット流出	—	○	○	○
	1トンタンク流出	○	—	○	—
	リフト流出	○	○	○	○
	海水供給施設損傷	○	—	○	—
	水の不足	○	○	○	○
	氷の不足	○	○	○	○
加工 ・ 仲買	加工場倒壊	○	○	○	○
	冷凍施設倒壊	○	○	○	○
	仕立場倒壊	○	—	○	○
	原材料の不足	○	○	○	○
	腐敗物処理	○	○	○	○
	出荷先の不足	○	○	○	○
	車両の不足	○	○	○	○
流通	臨港道路倒壊	○	○	○	○

【○】生産・流通の過程において必要な機能、【—】不要な項目

3 課題に対応した必要な事前対策について、実施主体、目標年度を設定

3.発災前にすべきこと

<市場の対策>

完了した対策は、チェック欄にチェック！

	事前対策の内容	担当（◎は主体）										目標年度	チェック	
		市場管理（株）	生産者団体（生産者）	荷受業者	仲買業者	資材物資業者	建設業者	境港管理組合	境港商工会議所	境港市	境港水産振興協会			鳥取県・水産
荷捌所倒壊	新荷捌所の耐震化										◎水		H33	<input type="checkbox"/>
	被害状況の把握体制の構築（応急復旧を行う荷捌所の順位づけ）	●									◎境		H30	<input type="checkbox"/>
	応急復旧体制の構築	●									◎水境		H33	<input type="checkbox"/>
	現状の構造物図面データ等のバックアップ（データの電子化、複数箇所保管等）										◎境		H35	<input type="checkbox"/>
荷橋機材流出（選別台、コンベア、台車等） パレット流出 1トンタンク流出	倉庫保管、流出対策の検討	◎		●	●						◎境		H32	<input type="checkbox"/>
	倉庫保管、流出対策の実施	●		◎	◎						●境		H33	<input type="checkbox"/>
	被害状況の把握体制の構築	●		◎	◎					清港会との連携	●境		H30	<input type="checkbox"/>
	回収方法の検討・連携体制の構築			◎	◎					●	◎境		H32	<input type="checkbox"/>
	新規調達先の検討		周辺漁船との連携	◎	◎								H35	<input type="checkbox"/>
リフト流出、損傷	倉庫保管、流出対策の検討	◎		●	●						◎境		H32	<input type="checkbox"/>
	倉庫保管、流出対策の実施			◎	◎						●境		H33	<input type="checkbox"/>
	被害状況の把握体制の構築	●		◎	◎						●境		H30	<input type="checkbox"/>
	新規調達先の検討			◎	◎								H35	<input type="checkbox"/>
水の不足	給水施設被害の確認体制の構築	◎									●境		H30	<input type="checkbox"/>
	給水施設の復旧体制の構築	●									◎境		H33	<input type="checkbox"/>
氷の不足	製氷施設被害の確認体制の構築			◎島	◎氷						●境		H30	<input type="checkbox"/>
	製氷施設復旧体制の構築（氷のストックは1か月分以上あり）			◎島	◎氷								—	<input checked="" type="checkbox"/>
	個別BCPの策定			◎島	◎氷				●				H35	<input type="checkbox"/>

4 発災後にすべきことについて全体の流れを整理するとともに、
各項目ごとに、発災後にすべきことをフローで整理

表- 4.1 発災後に実施する内容と担当一覧

段階	実施内容	参照ページ	担当 (◎は主体)											
			市場管理(株)	生産者団体(漁業者)	荷受業者	仲買業者	資材物資業者	建設業者	境港管理組合	境港商工会議所	境港市	境港水産振興協会	鳥取県水産	鳥取県土
避難・安全確保	避難、安全確保	45	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
情報収集	安否確認、情報収集、伝達	46	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	◎	
BCP協議会の開催準備	BCP協議会開催の周知	47										◎	◎	
	BCP協議会の開催場所・使用機材確保											◎	◎	
	被災状況の確認	48	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	◎		
BCP協議会の開催	各団体の被災状況の共有	49	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	◎		
	漁港施設等の被災状況の整理	50	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	◎		
	優先して復旧させる漁業種類の検討	50	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	◎		
	実施する事後対策の確認	50	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	◎		
事後対策の実施	各種事後対策の実施	51	51ページ参照											

4.発災後にすべきこと

✓ 荷捌所の確保 (市場)

1) 被災状況の情報収集
※被害状況の情報収集・伝達については46ページ参照

2) 施設の点検
① 鳥取県水産課は、水産庁防災漁村課水産施設災害対策室と市場施設災害について協議を行う。
② 鳥取県境港水産事務所、市場管理株式会社は、協力して施設点検を行い、鳥取県水産課に連絡、報告する。
(必要に応じて、鳥取県水産課は鳥取県営繕課に施設点検を依頼する。)

3) 施設の応急復旧
① 鳥取県水産課は、応急復旧を鳥取県営繕課に依頼する。
② 鳥取県営繕課は、応急復旧を手配する。

4) 仮設荷捌所の設置場所の確保 (オープンスペース)
① 鳥取県境港水産事務所は、市場管理(株)、境港管理組合、境港市、鳥取県米子県土整備局と仮設荷捌所の設置場所(優先順位等)について協議する。

<連絡先>

鳥取県水産課 TEL 0857-26-7316 FAX 0857-26-8131	水産庁防災漁村課水産施設災害対策室 TEL 03-3502-5638 FAX 03-3581-0325
鳥取県境港水産事務所 TEL 0859-42-3167 FAX 0859-42-3169	境港水産物市場管理(株)〔指定管理〕 TEL 0859-30-2626 FAX 0859-30-2656
境港魚市場(株) TEL 0859-42-2131 FAX 0859-44-5332	鳥取県漁協境港支所販売事務所(昭和町) TEL 0859-42-2181 FAX 0859-42-5323
漁協 JFしまね境港支所 TEL 0859-44-0220 FAX 0859-44-0238	境港鮮魚仲買協同組合(境港水産振興協会) TEL 0859-44-6668 FAX 0859-44-6740
境港管理組合 TEL 0859-42-3705 FAX 0859-42-3735	鳥取県米子県土整備局 TEL 0859-31-9741 FAX 0859-33-4110
境港市水産課 TEL 0859-47-1055 FAX 0859-44-7957	

さかいみなと漁港・市場活性化協議会に係る災害復旧ワーキンググループ設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「さかいみなと漁港・市場活性化協議会に係る災害復旧ワーキンググループ（以下、「本会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 本会は、さかいみなと漁港・市場活性化協議会で協議されている事業のうち、災害に強い漁港・市場づくりに資するため、災害発生後の水産物の円滑な生産・流通再開に向けた事業継続計画（BCP）の策定及び運用に係る議事を整理し、具体的な議論をすることで、さかいみなと漁港・市場活性化協議会に反映させることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の検討を行う。

- (1) 今後の漁業地域における災害復旧のあり方に関すること。
- (2) 水産物の生産・流通に関する事業継続計画の策定に関すること。
- (3) 水産物の生産・流通に関する事業継続計画に係る訓練の実施に関すること。
- (4) 水産物の生産・流通に関する事業継続計画の見直し、改善に関すること。
- (5) その他、ワーキンググループの目標達成に必要な検討。

(組織)

第4条 本会は、別紙の者をもって組織する。

(会長)

第5条 本会に会長を置く。

- 2 会長は、委員において互選する。
- 3 会長は、本会を総括し、本会を代表する。

(会議)

第6条 本会は、会長が招集し会長が議長となる。

- 2 本会は、会長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 本会は、委員の代理の者の出席を妨げない。

(事務局)

第7条 本会の事務は、鳥取県農林水産部水産振興局水産課、境港水産事務所、県土整備部空港港湾課及び境港市産業部水産課で行う。

(会議の公開)

第8条 本会は公開とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は平成29年9月7日から施行する。

災害復旧ワーキンググループ委員

区分	所属	役職	氏名	備考
市場管理	境港水産物市場管理株式会社	代表取締役社長	佐々木 六郎	境港魚市場株式会社 代表取締役社長
	境港水産物市場管理株式会社	専務取締役	北野 茂樹	
生産者	山陰旋網漁業協同組合	副組合長	森脇 寛	若葉漁業株式会社 代表取締役社長
	山陰旋網漁業協同組合	理事	橋津 寛	共和水産株式会社 取締役常務 執行役員 営業本部長
	山陰旋網漁業協同組合	専務理事	川本 英文	
	島根県まき網漁業協議会	副会長	平木 操	有限会社共幸水産 代表取締役
	鳥取県かにかご漁業組合	組合長	喜多村 一司	有限会社北陽水産 代表取締役社長
	鳥取県小型いかつり漁業協会	会長	岩田 慎介	有限会社日吉水産 代表取締役社長
	田後漁業協同組合	代表理事組合長	田渕 幸一	
	鳥取県漁業協同組合境港支所	支所長	赤井 栄作	
荷受け	漁業協同組合JFLまね	専務理事	中尾 由岐夫	
	鳥取県漁業協同組合境港支所	販売統括部長	景山 悟	
	境港魚市場株式会社	常務取締役	石橋 久	
仲買	境港鮮魚仲買協同組合	理事長	島谷 憲司	株式会社島谷水産 代表取締役社長
	境港鮮魚仲買協同組合	副理事長	越河 彰統	日本海冷凍魚株式会社 代表取締役社長
	境港鮮魚仲買協同組合	副理事長	川口 利之	有限会社川口商店 代表取締役社長
	境港鮮魚仲買協同組合	副理事長(代理)	安達 宗男	大海株式会社 取締役部長
資材物資	山陰化成工業株式会社	専務取締役	福島 光春	資材(発泡)業者
	山陰冷蔵株式会社	代表取締役	山本 徹	氷業者
	全漁連境港油槽所	所長	浜野 茂夫	燃油業者
建設	一般社団法人鳥取県西部建設業協会	会長	下本 八一郎	株式会社シモモト 代表取締役社長
港湾	境港管理組合	事務局長	吉川 寿明	
商工	境港商工会議所	参事	景山 和義	